

北空知4町地域公共交通活性化協議会報償費及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北空知4町地域公共交通活性化協議会規約第4条第2項の規定に基づき、北空知4町地域公共交通活性化協議会の委員の報償費及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(報償費の額)

第2条 報償費の受領を希望した委員が、協議会又は部会の集合形式による会議に出席したときの報償費の額は、1日の出席で一律5千円とする。ただし、代理出席した委員については、これを支給しないものとする。

(費用弁償の額)

第3条 委員(代理出席した者を含む)が、協議会又は部会の集合形式による会議に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、旅費の支払いを辞退した委員については、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、北海道職員等の旅費に関する条例(昭和28年北海道条例第38号)によるものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月20日から施行する。